# 株式会社アンミッコ

## 次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　2026年11月1日～　2028年10月31日までの2年間

2．内容

目標1：年次有給休暇の取得促進

目標内容:有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇取得日数を1人当たり80%以上とする

＜対策＞

- 2026年9月～　全従業員の有給休暇の取得状況の現状把握と、管理職に対する取得促進の周知を行う。
- 2026年　11月～　計画的な取得を促進するため、取得推奨日を設定・周知する。
- 2027年　4月～　取得日数が少ない従業員に対して、個別に取得を促す声かけや、計画的付与の検討を行う。

目標2：在宅勤務等の場所・時間にとらわれない働き方の導入（働き方の見直し）

目標内容：テレワークを導入し、週2日程度のテレワークを促進する。

＜対策＞

- 2026年　7月～　社内検討委員会を設置し、対象業務や対象者、ルール等について検討
- 2027年10月～　試行実施し、課題を分析・対策実施
- 2027年　4月～　本格導入

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

目標内容：男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、取得率80%以上

＜対策＞

- 2026年11月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2027年　4月～　全管理職を対象として、職員の育児休暇取得に関する制度や支援方法について研修を行う。（年一回程度実施）

目標4：　全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均が各月20 時間未満とする。

＜対策＞

- 2026 年 12 月～　管理職を対象とした意識改革のための研修を年 1 回実施
- 2027 年　4 月～　業務量の見直し、ＤＸ化による事務の効率化などの取組実施
- 2028 年　4 月～　各部署における問題点の検討及び研修の実施